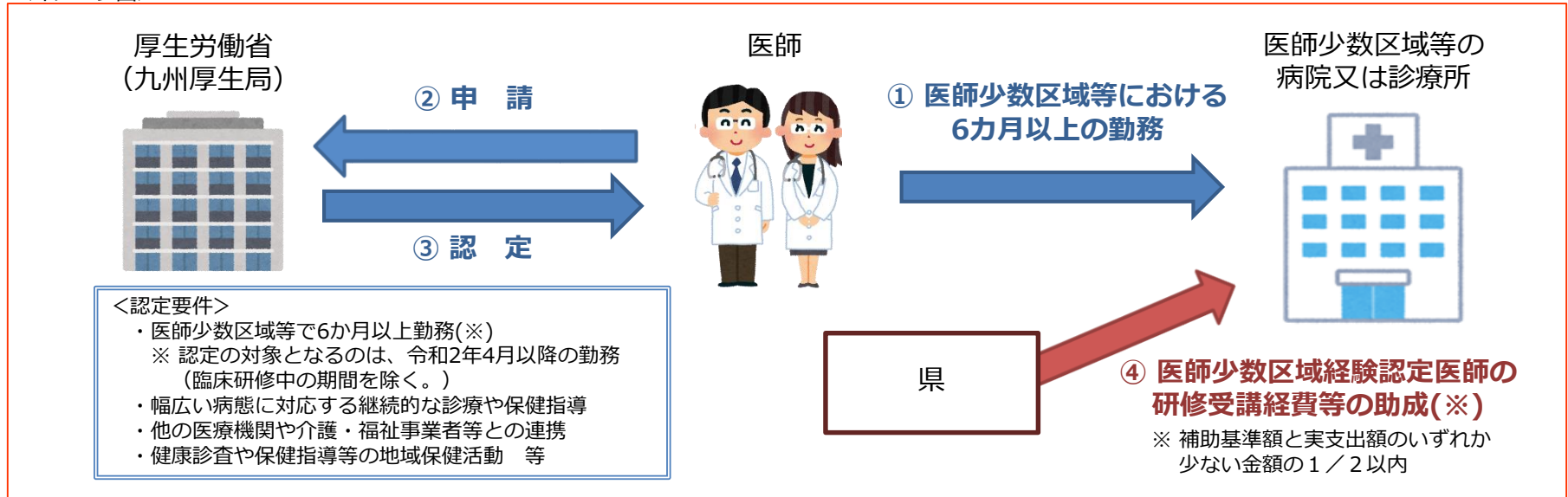


## 認定制度※を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

医師少数区域等（医師少数区域、医師少数スポット）における医師の確保のため、認定を取得した医師が医師少数区域等に留まって勤務しながらキャリア形成が可能となるよう、医師少数区域等に所在する病院又は診療所に対して研修受講経費等の助成を行います。

※ 厚生労働大臣が、臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うもの（医療法第5条の2第1項）

<イメージ図>



### 対象となる経費

- ・ 研修受講経費（医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料・旅費）
- ・ 専門書購入経費（医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費）
- ・ 他病院勤務経費（専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費）